

2026年度

基本資料



501

一般社団法人 小牧青年会議所

【目次】

	ページ
◆ 2021年宣言	1
◆ 2026年度スローガン	2
◆ JC宣言	
◆ 約領	
◆ The Creed Of Junior Chamber International	3
◆ JCI 約領	
◆ JCI MISSION	4
◆ JCI VISION	
◆ JCソング	5
◆ 若い我等	
◆ 明日のために	
◆ 小牧市民憲章	6
◆ 理事長所信	7
◆ 三役抱負	10
◆ 委員会事業計画	13
◆ 収支予算書	19
◆ 組織図	20
◆ 出向者一覧	21
◆ (一社)小牧青年会議所 定款	22
◆ (一社)小牧青年会議所 運営規定	35
◆ (一社)小牧青年会議所 資格規定	39
◆ (一社)小牧青年会議所 役員選任の方法に関する規定	43
◆ (一社)小牧青年会議所 庶務規定	45
◆ (一社)小牧青年会議所 事務局職員規定	48
◆ (一社)小牧青年会議所 名称使用等に関する規定	51
◆ (一社)小牧青年会議所 ウェブメディア・広報運営規則	53
◆ (一社)小牧青年会議所 安否確認モデル	55

一般社団法人小牧青年会議所『2021年宣言』

**我々小牧青年会議所は
地域を想うパートナーシップの輪を拡げ
一人ひとりが光り輝く小牧を目指し
誰もが心豊かに暮らせる世界を創造します。**

『2021年宣言』解説文

「地域を想うパートナーシップの輪を拡げ」

志を同じくする仲間を増やすとともに、活動の場は違っても小牧を想う同志との協働を通じて、私たちはより多くの地域課題を解決していくことができます。私たちは誰一人取り残されない社会を実現する為にパートナーシップの輪を拡げ活動をしていきます。

「一人ひとりが光り輝く小牧を目指し」

一人ひとりが違う色、違う大きさ、違う場所で光り、輝きを放つことができるまち。つまり、市民一人ひとりが個性を発揮し、いきいきと活躍することができれば、小牧は愛され続けるまちになります。一人の笑顔や輝きが小牧を明るく照らし、一人ひとりの笑顔が運ぶ幸せが小牧を更に豊かにします。私たちは、小牧の誰もが光り輝くまちになるよう運動を発信していきます。

「誰もが心豊かに暮らせる世界を創造します」

すべての人々が笑顔で暮らすことのできるまち、それが「心豊かに暮らせる」世界です。ひとりの笑顔が誰かの幸せを創り、誰かの幸せが更に周りの笑顔を創っていく、そんな人のつながりが次代の小牧には必要です。人を想う優しさや、人の幸せを願う心が溢れることで、私たちの住み暮らすまちが笑顔で溢れていく、これが私たちの目指す誰一人取り残さない世界の創造につなげます。

～Smile for Good Life～
笑顔で創る新たな未来

「JC宣言」

日本の青年会議所は
希望をもたらす変革の起点として
輝く個性が調和する未来を描き
社会の課題を解決することで
持続可能な地域を創ることを誓う

綱 領

われわれJayceesは、
社会的、国家的、国際的な責任を自覚し
志を同じうする者 相集い 力を合わせ
青年としての
英知と勇気と情熱をもって
明るい豊かな社会を築き上げよう

***The Creed Of
Junior Chamber International***

We Believe:

*That faith in God gives meaning and purpose
to human life;*
*That the brotherhood of man transcends the
sovereignty of nations;*
*That economic justice can best
be won by free men through free enterprise;*
*That government should be of laws rather
than of men;*
*That earth's great treasure lies in human
personality; and*
*That service to humanity is the best work of
life.*

JCI綱領

我々はかく信じる：

「真理は人生に意義と目的を与え
人類の同胞愛は国家による統治を超越し
公正な経済は我々の自由な
経済活動によってこそ果たされ
政府には人治ではなく法治が必要であり
人類の個性はこの世の至宝であり
人類への奉仕が人生最大の使命である」

JCI MISSION

**To provide leadership
development opportunities
that empower young people
to create positive change**

【日本語訳】

JCIのミッション

青年会議所は、青年が社会により良い変化をもたらすために
リーダーシップの開発と成長の機会を提供する。

JCI VISION

**To be the foremost global network of
young leaders**

【日本語訳】

JCIのビジョン

青年会議所が、若きリーダーの
国際的ネットワークを先導する組織となる。

J C ソング

一、
J C J C J C

世界を結ぶ
若き団結

新しき世紀の
希望となりて

永久に繁栄えん
我等の集い

JC JC JC

奉仕の理想
探求めつつ

祖国の進歩の
力となりて

先駆けゆかん
我等の集い

二、

世界を結ぶ
若さの力

互いに尽くす
樂しさこそ

J C の理想だ
新しい日だ

足なみをそろえて
行こうじやないか

若い我等の
心を集め

つくる集いに
未来をかけて

J C の仲間は
皆信じあう

足なみをそろえて
行こうじやないか

三、

心と心をつなぎ合い

大きな虹をかけるのだ
生きてることの喜びを

すべての人には投げかけて
行こう J A Y C E E

明日のために

命と命が満ちあふれ
光となつて燃えるのだ
世界の窓にいつの日も
希望の夢ははばたくよ
行こう J A Y C E E
明日のために

若い我等

若い我らが手を取り合つて

進む行手の青い空に
輝く J C 明るい希望

足なみをそろえて
行こうじやないか

明日のために

明日のために

若さと若さが手を結び

明日にいつも向うのだ
豊かな未来めざしつつ

日本の道を創ろうよ
行こう J A Y C E E

明日のために

小牧市民憲章

- 先導 小牧市民憲章わたくしたち小牧
市民は、小牧を
1 (ひとつ)
- 唱和 健康で生きがいのある明るいまちに
しましょう。
- 先導 1 (ひとつ)
- 唱和 感謝と思いやりのあるあたたかい
まちにしましょう。
- 先導 1 (ひとつ)
- 唱和 緑とやすらぎのある美しいまちに
しましょう。
- 先導 1 (ひとつ)
- 唱和 高い文化と教養のある豊かなまちに
しましょう。
- 先導 1 (ひとつ)
- 唱和 希望と働く喜びのある活気あふれる
まちにしましょう。



一般社団法人 小牧青年会議所
2026年度 理事長所信

第55代理事長

梅澤 侑未

【はじめに】

一般社団法人小牧青年会議所は、1972年に日本で501番目の青年会議所として設立され、本年で55周年を迎えます。この歴史と伝統は、先輩諸兄姉が地域を想い、仲間とともに歩み続けた成果であり、私たちはその誇りをしっかりと受け継がねばなりません。地域で活躍する方々と出会い、意識や行動を変えてきたからこそ、55年という歴史と信頼を築くことができたのです。そのような歴史ある団体の理事長を拝命できることに、心より感謝申し上げます。私が入会を決意した当初は、自身や自社の成長を求めてばかりで、地域や社会への関心は高くありませんでしたが、まちの未来を真剣に考え、地域課題に本気で向き合う先輩諸兄姉の姿、そして何よりも私の成長を願い、寄り添い、導いてくれる仲間たちの存在が、私の意識を大きく変えてくれました。私はこれまでに得た経験と学び、そして人との出会いに感謝を込めて、この団体の価値をさらに高め、次代へと繋げてまいります。

【事務局】

笑顔を届ける、心を動かす発信と運営 青年会議所の活動がまちや関係者にしっかりと伝わることで、共感や協力が生まれ、運動はより力強いものになります。どれほど意義のある運動も、伝わらなければ独りよがりで終わってしまいます。だからこそ私たちは、誰に、何を、どう伝えるかを常に意識し、共感を生む広報を心がける必要があります。また、55年という歴史と信頼を継承し、さらなる発展を目指すためには、役割と規律を守りながら、感謝と思いやりの心を持った組織運営が必要です。規律は行動を制限するものではなく、より良い成果を生み出すための土台です。すべてのメンバーが安心して挑戦し、前向きに活動できる環境を整え、より質の高いモチベーションを持った組織を目指してまいります。

【渉外】

笑顔でつなぐ、広がる出会いと学び 広い視野を持ち、多様な価値観に触れながら成長することで、次世代を担うリーダーが育まれていきます。出向や対外事業を通じて、LOMや地域の枠を越えた学びや経験を得る機会を創出することが必要です。出向者が得た経験は、組織全体にとってかけがえのない財産となります。その挑戦を支えるため、全メンバーが一丸となって出向者を支援し、共に学び、共に成長していく体制を築いてまいります。また、昨年のブロック大会における多大なるご支援に深く感謝し、そのご恩に報いるためにも、さらなる外部連携を重ねてまいります。

【まちづくり】

笑顔で紡ぐ、ひととまちの未来 明るい豊かな社会とは、どのような姿でしょうか。私は、日々の暮らしの中に笑顔があふれ、人と人との信頼し合い、助け合えるまちこそ、その理想に最も近いと考えます。小牧市は歴史と文化、教育、そして交通利便性にも恵まれた住みよいまちです。地域のニーズは時代とともに複雑化・多様化しており、課題も一層複雑になっています。行政だけでなく、柔軟な発想と発信力を持つ若者や、地域で活動する多様なパートナーとの連携が不可欠です。地域課題の解決には、多様な価値観や立場を越えて人々が対話し、つながり合う場が必要です。だからこそ、私たち青年会議所が人と人との架け橋となり、共感と信頼の輪を広げ、笑顔あふれる未来へと繋げてまいります。

【青少年育成】

笑顔で育む、地域の宝 子どもたちの笑顔は、地域の未来を照らすかけがえのない宝です。人としての土台が育まれる時期にこそ、自ら考え行動する主体性と、まわりを思いやるやさしさを育てる体験が欠かせません。急速に変化する社会を生き抜くために必要なのは、知識だけでなく、多様な価値観に触れながら柔軟に対応できる力です。私たち大人は、子どもたちの可能性を信じ、成長を支える責任があります。学校教育だけに頼るのではなく、地域全体で学びと体験の場をつくり、挑戦の機会を提供することが重要です。子どもたちが、多くの人と関わり合いながら、たくましく、自信に満ちた明るい笑顔で未来を歩めるよう取り組んでまいります。

【会員拡大】

笑顔でひろげる、未来へつながる仲間づくり 青年会議所は、20歳から40歳までの青年経済人が集い、地域の未来に責任を持って行

動する団体です。その運動を持続・発展させていくためには、志を同じくする新たな仲間の存在が欠かせません。会員拡大は一部の役職者だけが担うものではなく、すべての会員が自らの言葉で魅力を伝える全員拡大の意識が求められます。青年会議所にしかない魅力は何か、私たちがなぜあなたを必要としているのか、その本質をしっかりと伝えることで、共に学び、挑戦し、喜びを分かち合える仲間を迎えることができます。誰もが入ってよかったと思える、温かく活気ある組織づくりを進め、未来へつながる笑顔の輪を広げてまいります。

【結びに】

感謝の気持ちを胸に、笑顔を受け継ぐ 本年度、一般社団法人小牧青年会議所は創立55周年という節目の年を迎えます。この歴史は決して当たり前に築かれたものではなく、先輩諸兄姉が真摯に青年会議所運動に取り組み続けてくださった賜物です。これから私たちに求められるのは、伝統に安住することではなく、関係諸団体や地域社会との連携をさらに深め、地域にとってなくてはならない存在であり続けることです。仲間と支え合い、困難とともに乗り越える中でこそ、新たなつながりが生まれ、感謝の心と真の笑顔が育まれます。私の考える笑顔とは、ただ楽しいから生まれる表情ではなく、困難な目標に向かって挑み、仲間と切磋琢磨した先に自然とこぼれる、達成の喜びに満ちた表情です。青年会議所という人と人とのつながりを大切にする組織において、お互いを思いやり、誰もが人のために行動できる存在であることが、私の考える理想の姿です。誰一人取り残さず、すべての会員が明るく、楽しく、笑顔で活動できる。私は、一般社団法人小牧青年会議所を そのような組織にしていきたいと強く願っています。人と人、地域と地域をつなぎ、誰もが日常の中に幸せを見出し、明日への希望を抱けるまちを目指して、私たちは心をひとつにし、笑顔あふれる小牧市の未来を築くため、これからも力強く前進してまいります。

副理事長兼室長抱負



副理事長兼室長 加藤 一樹

2026年度、副理事長という大役を仰せつかり、大変光栄に感じるとともに、その重責に身の引き締まる思いであります。このような貴重な機会を与えてくださった梅澤理事長をはじめ、メンバーの皆様に心より感謝申し上げます。

私は昨年度、初めての副理事長の職をお預かりし、微力ながら邁進してまいりましたが、今振り返れば多くの反省点もございました。本年度は、神崎委員長率いるまちづくり委員会を担当させていただくにあたり、メンバー一人ひとりと目標を共有し、共通の志をもって歩みを進めてまいります。

神崎委員長は、初めての委員長職となりますが、まちづくりへの熱い想いを胸に、一年間を通じて小牧というまちをより笑顔あふれるまちに変えていくことを、私は確信しております。その実現のため、私自身も委員会を全力で支え、組織の一員として、そして副理事長としての責務を果たしてまいります。

結びとなりますと、梅澤理事長をはじめ、メンバーの皆様からお預かりした職責の重みを常に胸に刻み、より良い運動を展開できるよう、誠心誠意努めてまいります。一年間どうぞよろしくお願ひ致します。

副理事長兼室長抱負



副理事長兼室長 丹羽 智子

2026年度に副理事長として、青少年育成委員会と会員拡大委員会拡大を担当させていただくことになりました。大変輝かしい大役を仰せつかりまして、身の引き締まる思いを感じております。筒井委員長率いる、青少年育成委員会、中村委員長率いる拡大委員長を担当させていただきます。青少年育成委員会においては、次世代を担う子どもたちの成長を支え、彼らが自らの想いを実現し、まちで活躍する青年へと成長する一歩を踏み出せるよう、努めてまいります。会員拡大委員会においては、共に学び挑戦できる個性豊かな仲間を入会に導くため、尽力してまいります。

2019年に入会して以来、青年会議所でなければ経験できない多くの貴重な機会をいただきました。中には困難なこともありましたが、すべてが得がたい経験であり、自身の成長につながったと感じております。これまで（一社）小牧青年会議所で得た学びや経験を、これから活躍するメンバー、そしてこれから入会されるであろう、まだ見ぬ仲間たちへ還元していきたいと考えています。小牧というまちが、より明るく豊かであり続けられるよう、次代を担うメンバーが運動を発信し、仲間を増やしていくよう、その一助となれるよう全力を尽くしてまいります。

最後になりますが、梅澤理事長をはじめ、メンバーの皆様からお預かりした職責を全うすべく、今後も精進してまいります。どうぞ一年間、よろしくお願ひ申し上げます。

専務理事抱負



専務理事 水落 太貴

2026年度、専務理事兼副理事長という大役をお預かりし、身の引き締まる思いです。2020年の入会以来、先輩方の背中を見て学び、仲間と共に挑戦を重ねてきました。青年会議所は「人間力を鍛える場」であり、価値観の異なる仲間と真剣に向き合うことで、自分の器を広げられる場所だと感じています。

本年度は理事長が掲げる「笑顔でつなぐ小牧の未来」の実現に向け、専務理事として理事長を全力で支え、組織の中心として動いていきます。事務局では理事会運営の円滑化に努め、全メンバーが前向きに活動できる環境を整えます。涉外委員会では外とのつながりを通じて学びと刺激を得て、小牧青年会議所全体の成長につなげます。

55年の歴史を築いてこられた先輩方への感謝を胸に、仲間と共に次の時代を創る年にします。責任と誇りを持って、全身全霊で走り抜けます。どうぞよろしくお願ひいたします。

55周年特別委員会事業計画

特別委員長予定者 大野 公大

	副委員長 丹羽 雄己		
基本方針	<p>(一社) 小牧青年会議所は、先輩諸兄姉の弛まぬ努力によって地域に根差した運動を展開し、創立55年という節目を迎えることとなりました。多様な価値観が混在する時代であっても、これまで紡がれてきた「明るい豊かなまちづくり」の志を根幹とし、メンバー全員の固い結束力を基盤に、今一度現状に立ち返り、先輩諸兄姉が築き上げられた功績に心からの感謝と敬意を抱くことが重要です。</p> <p>当委員会では、周年事業の運営を担うにあたり、これまでの歴史をメンバーとともに振り返り深く理解することで、一人ひとりが(一社)小牧青年会議所の一員であるという誇りを持っています。そして、日頃よりご支援を賜っている先輩諸兄姉や関係諸団体の方々に対し、希望と笑顔で満ちた周年事業を実現することで、関係性をより一層強固なものとし、(一社)小牧青年会議所の更なる発展に繋がるよう邁進してまいります。</p>		
事業計画	1. 3月度例会 2. 6月度例会（記念式典） 3. その他、周年事業に関する事		
事業予定	3月 例会 6月 例会 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画		
委員会予算	収入の部	支出の部	
	事業費繰入収入 JC基金取崩収入 登録料収入 合計	540,000円 200,000円 2,625,000円 3,365,000円	3月度例会 6月度例会 予備費 合計

事務局事業計画

事務局長 丸川 翼

担当 副理事長 兼専務理事 水落 太貴	次長 白木 大智				
基本方針	<p>(一社) 小牧青年会議所は、創立55年の節目を迎えました。歴史と伝統を築かれた先輩諸兄姉に深甚なる敬意を表し、その志を次代へと受け継ぐことは、我々現役会員の責務です。</p> <p>変化の激しい社会において「明るい豊かなまちづくり」を実現するには、確かな基盤を整え、未来を見据えた組織運営が欠かせません。また、我々の運動を市民へと広く届け、共感を生み出すためには、担当委員会や関係諸団体と連携した広報が重要となります。</p> <p>本年度、事務局は「不易流行」をテーマに、会員が安心して挑戦できる環境を整備するとともに、未来へつながる組織体制を構築します。さらに広報を通じて地域に希望と笑顔を届け、我々の運動の価値を高めてまいります。</p>				
事業計画	1. 総会の運営について 2. 各種広報・ホームページの運営管理について 3. 会費の徴収及び財務管理について 4. JOYBOX基金の積立について				
事業予定	1月 総会 8月 臨時総会 12月 臨時総会 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画				
委員会予算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">収 入 の 部</th><th style="width: 50%;">支 出 の 部</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計 0円</td><td style="text-align: center;">合計 0円</td></tr> </table>	収 入 の 部	支 出 の 部	合計 0円	合計 0円
収 入 の 部	支 出 の 部				
合計 0円	合計 0円				

渉外委員会事業計画委員長

委員長 志村 雄司

担当 副理事長 兼専務理事 水落 太貴	副委員長 水口 ヘナン 委 員 稲森 健作 福士 雄哉									
基本方針	<p>(一社)小牧青年会議所メンバーが地域を担うリーダーへと成長するためには、LOMの外へ足を運び、様々な価値観に触れ、多くの経験をすることが必要です。</p> <p>対外事業に参加することで現代の社会情勢や各地域の魅力を知ると共に、地域が抱える課題の解決策などを学ぶことができます。また、多くのメンバーで各種事業へ赴き、出向者の活躍を直接見て声を掛けることで、出向者にはより活力を持って活動してもらいます。</p> <p>そこで当委員会では、全てのメンバーに对外事業に積極的に参加していただけるような情報発信とアプローチを行い、参加することでしか得られない経験を基に、個々の学びと成長へ繋げていただきます。また、出向者が心置きなく力を発揮できるよう、メンバーが一丸となってサポートしていきます。そして、LOM全体の成長へと繋がるよう活動してまいります。</p>									
事業計画	1. 姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送 2. 日本JC・東海地区・愛知ブロック及び尾張東6JCに関する渉外 3. 出向者タイムの運営 4. 9月度例会 5. その他、渉外に関する事									
事業予定	1月 京都会議、姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送 2月 名古屋会議 2月～11月 出向者タイムの運営 7月 サマーコンファレンス2026 9月 第59回愛知ブロック大会豊橋大会、東海コンファレンス2026 10月 第75回全国大会神戸大会 1月～12月 日本JC・東海地区・愛知ブロック及び尾張東6JCに関する渉外 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画									
委員会予算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">収入の部</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">支出の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 事業費繰入収入 45,000円 </td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送 540円 </td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 9月度例会 予備費 44,012円 448円 </td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 合計 45,000円 </td><td style="text-align: center; vertical-align: bottom;"> 合計 45,000円 </td></tr> </tbody> </table>	収入の部	支出の部	事業費繰入収入 45,000円	姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送 540円		9月度例会 予備費 44,012円 448円	合計 45,000円	合計 45,000円	
収入の部	支出の部									
事業費繰入収入 45,000円	姉妹・友好JCへの年頭書簡の発送 540円									
	9月度例会 予備費 44,012円 448円									
合計 45,000円	合計 45,000円									

まちづくり委員会事業計画

委員長 神崎 祐太朗

担当 副理事長 兼室長 加藤 一樹	副委員長 吉戸 直紀 委 員 岩田 昇太 大南 貴大 須賀 柳 堀江 裕也																
基本方針	<p>小牧の長い歴史の中で培われてきた人と人の絆が、まちを支えてきた大きな力であり、今後も大切にしていくべき財産です。しかし、生活様式やコミュニケーションツールの多様化、地域行事の減少などにより、人と人のつながりが希薄化している現状があります。こうした課題を解決し、地域社会の持続的な発展を実現するためには、再び人々が関わり合える環境を整えることが必要です。</p> <p>私たちは、この「交流の場」の創造こそが課題解決の糸口であり、人と人との絆を深める重要な手段であると考えているため、こうした取り組みを通じて、地域の若者がまちづくりに关心を持ち、次世代の担い手として活躍できる環境を整えていきます。</p> <p>そこで当委員会では、人と人のつながりを大切にしたまちづくりを推進してまいります。交流の場を企画・実施し、参加しやすくすることで、継続的に人々が関わり合える仕組みづくりを進めます。これらの取り組みを通じて、地域課題を解決し、誰もが笑顔で暮らせる小牧の実現に向け、積極的行動してまいります。</p>																
事業計画	1. 5月度例会 2. 10月度例会																
事業予定	5月度例会 10月度例会 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画																
委員会予算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">収 入 の 部</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">支 出 の 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業費繰入収入</td> <td style="text-align: center;">5月度例会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">380,000円</td> <td style="text-align: center;">88,302円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">寄付金収入</td> <td style="text-align: center;">10月度例会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,060,000円</td> <td style="text-align: center;">2,311,997円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">予備費</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">39,701円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計 2,440,000円</td> <td style="text-align: center;">合計 2,440,000円</td> </tr> </tbody> </table>	収 入 の 部	支 出 の 部	事業費繰入収入	5月度例会	380,000円	88,302円	寄付金収入	10月度例会	2,060,000円	2,311,997円		予備費		39,701円	合計 2,440,000円	合計 2,440,000円
収 入 の 部	支 出 の 部																
事業費繰入収入	5月度例会																
380,000円	88,302円																
寄付金収入	10月度例会																
2,060,000円	2,311,997円																
	予備費																
	39,701円																
合計 2,440,000円	合計 2,440,000円																

青少年育成委員会事業計画

委員長 筒井 健太郎

担当 副理事長 兼室長 丹羽 智子	副委員長 四宮 鳩人 委 員 奥村 潤哉 平野 智弘 山本 凡祥 鎧塚 章平										
基本方針	<p>自身の夢を考え、その夢に向かって挑戦する子どもが増えることは持続可能な社会の実現のためにとても大切です。</p> <p>自身の肌身で感じることは、「やりたいこと」や「夢中になれること」との出会いに繋がります。これはいつの時代においても変わらず大切な成長のプロセスで、自信や主体性を育む土台となります。そして子どもたちが自分の可能性を信じ、未来の一歩を踏み出し、地域や社会の中で生き生きと輝くことで、笑顔が溢れるまちになります。</p> <p>そこで当委員会では、学校や家族、家庭の枠を超えた体験を得られる機会を提供する事で、子どもたちが自分自身の可能性を広げ、将来に向けた主体的な選択ができる心を育みます。</p>										
事業計画	1. 4月度例会 2. 7月度例会										
事業予定	4月 例会 7月 例会 1月～12月 会員拡大並びに各種事業への参画										
委員会予算	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">収入の部</th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">支出の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">事業費繰入 280,000円</td> <td style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">4月度例会 186,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">登録料収入 460,100円</td> <td style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">7月度例会 984,737円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">寄付金収入 480,000円</td> <td style="text-align: center; padding-bottom: 5px;">予備費 49,063円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding-bottom: 5px; border-top: 1px solid black;">合計 1,220,100円</td> <td style="text-align: center; padding-bottom: 5px; border-top: 1px solid black;">合計 1,220,100円</td> </tr> </tbody> </table>	収入の部	支出の部	事業費繰入 280,000円	4月度例会 186,300円	登録料収入 460,100円	7月度例会 984,737円	寄付金収入 480,000円	予備費 49,063円	合計 1,220,100円	合計 1,220,100円
収入の部	支出の部										
事業費繰入 280,000円	4月度例会 186,300円										
登録料収入 460,100円	7月度例会 984,737円										
寄付金収入 480,000円	予備費 49,063円										
合計 1,220,100円	合計 1,220,100円										

会員拡大委員会事業計画

委員長 中村 聰志

担当 副理事長 兼室長 丹羽 智子	副委員長 巴 恭介 委 員 足立 雅樹 酒井 敦史 猛本 哲也 堀 祐太						
基本方針	<p>私たちは、（一社）小牧青年会議所の持つ「挑戦の風土と温かな仲間づくり」という特性を活かして地域で活動する青年が集い、共に成長できる仲間を増やすために、会員拡大を積極的に推進します。</p> <p>当委員会のみならず全員で拡大をするために会員一人ひとりが誇りと自信を持ち、自らの言葉で（一社）小牧青年会議所の価値を伝えていく風土を築きます。また一人では限界があることも、力が合わさることによって期待を超える結果となり更なる活動へと繋がります。</p> <p>さらに新入会員を含めたメンバー同士を繋ぎ、青年会議所というツールを通じて学び、挑戦しその先に成長の機会を共有することが必要です。</p> <p>こうした取り組みによって、地域を越えて多様な仲間が集う場となり、一人ひとりが成長を体現することで、社業や家庭、さらには地域社会へも還元されます。限られた時間を共に過ごす中で築かれる仲間との絆は生涯の財産となり、私たち会員拡大委員会は、その財産を未来へと繋ぐため、新たな仲間との出会いを創出し、挑戦と学びの輪を広げてまいります。</p>						
事業計画	1. 会員拡大 2. 会員名簿作成 3. 2月度例会 4. 11月度例会						
事業予定	2月度例会 11月度例会 8月 入会認証書授与式 1~8月 会員名簿及び新入会員名簿の作成・配布 1~12月 会員拡大並びに各種事業への参画						
委員会予算	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;">収 入 の 部</th> <th style="text-align: left; width: 50%;">支 出 の 部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; vertical-align: bottom;"> 事業費繰入収 153, 000円 </td> <td style="text-align: left; vertical-align: bottom;"> 会員拡大 24, 530円 会員名簿 0円 2月度例会 33, 816円 11月度例会 92, 100円 予備費 2, 554円 </td></tr> <tr> <td style="text-align: left; vertical-align: bottom;"> 合計 153, 000円 </td> <td style="text-align: left; vertical-align: bottom;"> 合計 153, 000円 </td></tr> </tbody> </table>	収 入 の 部	支 出 の 部	事業費繰入収 153, 000円	会員拡大 24, 530円 会員名簿 0円 2月度例会 33, 816円 11月度例会 92, 100円 予備費 2, 554円	合計 153, 000円	合計 153, 000円
収 入 の 部	支 出 の 部						
事業費繰入収 153, 000円	会員拡大 24, 530円 会員名簿 0円 2月度例会 33, 816円 11月度例会 92, 100円 予備費 2, 554円						
合計 153, 000円	合計 153, 000円						

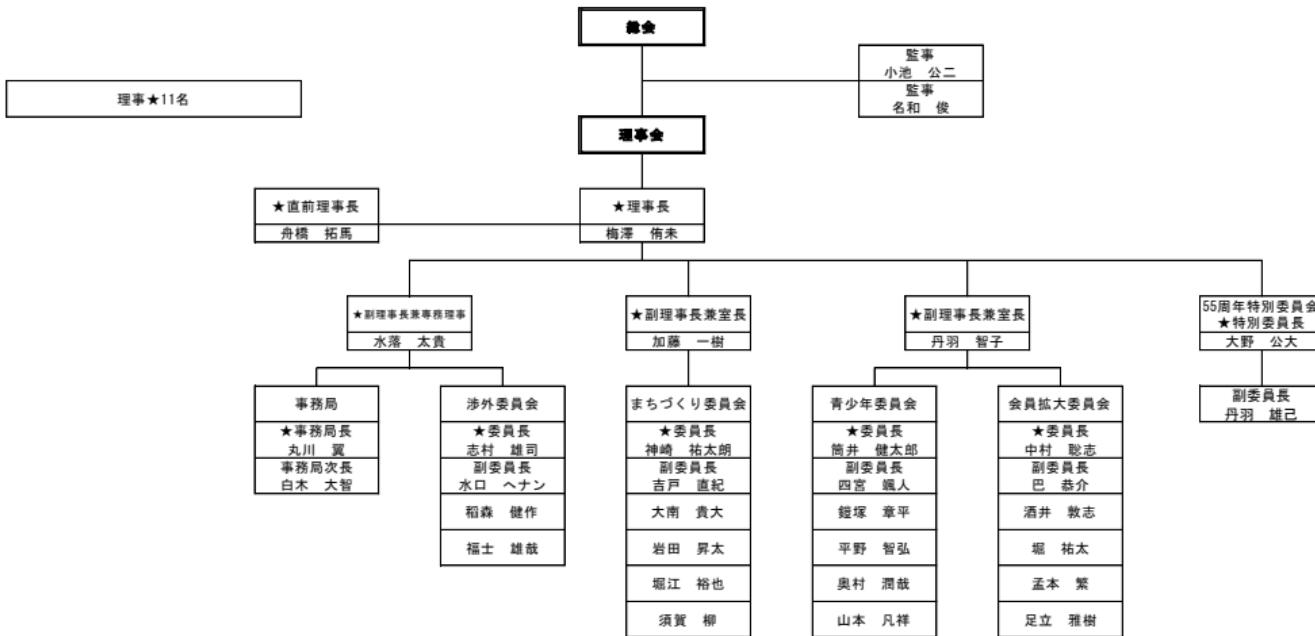
2026年度事業収支予算書

自:2026年1月1日 至:2026年12月31日

(単位:円)

科 目	予算額	備 考
I 事業活動収支の部		
1. 事業活動収入		
入会金収入		
入会金収入	510,000	30,000円×17名
会費収入		
正会員会費収入	4,875,000	150,000円×32名 75,000円×1名(休会会員)
新入会員会費収入	2,040,000	120,000円×17名(1~8月入会)
仮会員会費収入	100,000	10,000円×10名(9月~12月)
終身会費	105,000	15,000円×7名
事業収入		
登録料収入	3,135,100	
助成金収入		
寄付金収入	2,690,000	外部監事1名
補助金等収入		
地方公共団体助成金収入	100,000	
雑収入		
雑収入	190,000	OB補助金
JOYBOX	49,000	1,000円×49名
JC基金繰入収入	200,000	
その他繰入金収入		
前期繰越金	2,366,990	
事業活動収入計	16,361,090	
2. 事業活動支出		
事業費支出		
55周年特別委員会	3,365,000	委員会事業費
事務局	0	@本会計より
涉外委員会	45,000	委員会事業費
まちづくり委員会	2,440,000	委員会事業費
青少年育成委員会	1,220,100	委員会事業費
会員拡大委員会	153,000	委員会事業費
航空自衛隊小牧基地航空祭出展費	50,000	
管理費支出		
会議費支出		
総会支出	150,000	
理事会支出	60,000	
給与手当支出	1,020,000	
法定福利費	13,060	労災3060 雇用保険料10000
賃借料支出	800,000	
通信・発送費支出	350,000	
印刷・製本費支出	230,000	
消耗品費支出	50,000	
涉外費支出	71,000	法人県民税・市民税均等割
雑支出	350,000	
200,000		
負担金		
JCI会費	108,290	2,210円×49名
日本JC会費	247,500	5,000円×38名+2,500円×11名+30,000円
東海地区協議会負担金	122,500	2,500円×49名
愛知ブロック協議会負担金	137,500	2,500円×49名+15,000円
日本JC出向者負担金	89,425	1,825円×49名
国際協力資金	73,500	1,500円×49名
WE BELIEVE講読料	98,000	1,500円×49名
JC会館建替費用	143,000	2,000円×49名+45,000円
プロック大会負担金	10,000	10,000円
名古屋会議負担金		
尾張東6JC負担金		
積立金		
JOYBOX積立	49,000	1,000円×49名
JC基金積立	2,219,905	30,000円×17名 98,965円×6名 101,465円×11名
事業活動支出計	13,939,280	
事業活動収支差額	2,421,810	
II 予備費支出		
1. 予備費支出	2,421,810	
当期取支差額	0	

一般社団法人小牧青年会議所 2026年度 組織図



※事務局は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(1)総務委員会 (2)広報委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※涉外委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(10)涉外委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※まちづくり委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(7)社会開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※青少年委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(8)青少年開発委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※会員拡大委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第7条(3)会員開発委員会 (4)会員交流委員会の職務分掌及びその政策に関すること
 ※55周年特別委員会は（一社）小牧青年会議所運営規定第6条2項に基づき設置する

2026年度出向者一覧表

出向先	委員会名・役職名	LOM配属・役職	氏名
日本	組織グループ LOM開発委員会 総括幹事	監事	名和 俊
日本	組織グループ LOM開発委員会 委員	直前理事長	舟橋 拓馬
日本	組織グループ LOM開発委員会 委員	会員拡大委員会 委員	酒井 敦史
日本	組織グループ LOM開発委員会 委員	まちづくり委員会 副委員長	吉戸 直紀
日本	国際グループ 国際社会開発会議 委員	涉外委員会 委員	福士 雄哉
愛知BC	ブロックアカデミー委員会 副委員長	会員拡大委員会 委員	酒井 敦史
愛知BC	ブロックアカデミー委員会 塾幹事	青少年委員会 委員	鎧塚 章平
愛知BC	ブロックアカデミー委員会 委員	青少年委員会 副委員長	四宮 鳩人
愛知BC	ブロックアカデミー委員会 委員	会員拡大委員会 副委員長	巴 恒介
愛知BC	ブロックアカデミー委員会 委員	涉外委員会 副委員長	水口 ヘナン
愛知BC	ブロックアカデミー委員会 委員	涉外委員会 委員	稻森 健作
愛知BC	LOM支援委員会 委員	副理事長兼室長	丹羽 智子

一般社団法人小牧青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人小牧青年会議所(Komaki Junior Chamber Incorporated)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県小牧市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、経済、社会、文化等の向上を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)経済、社会、文化等に関する研究、改善及び発展に関する事業
- (2)市民、青少年等のための社会奉仕及び指導者の訓練に関する事業
- (3)住みよい街づくりのための環境改善に関する事業
- (4)国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所その他諸団体との連携に関する事業
- (5)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県小牧市及びその周辺において実施する。

(運営の原則)

第5条 この法人は、特定の個人、法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第2章 会員

(会員の種類及び資格)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した愛知県小牧市及びその周辺に居住又は勤務する満20才以上満40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。ただし、事業年度中に満40才に達した場合は、その年度内は正会員の資格を有するものとする。
- (2)特別会員 満40才に達した年の事業年度末まで正会員であった者で、理事会において承認された者をいう。
- (3)名誉会員 この法人に功労のある者で、理事会において承認された者をいう。
- (4)賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会において承認された者をいう。

(会員の権利)

第7条 正会員は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第8条 会員は、この定款その他の規則を遵守し、この法人の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 この法人の正会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする個人、法人又は団体は、所定の賛助会員入会申込書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項、第2項の申込みを受けた時は、理事会の承認を得て入会を許可する。

(入会金及び会費)

第10条 正会員は、総会において別に定める規定により、入会金及び年会費を納めなければならない。

2 特別会員は、総会において別に定める規定により、会費を納めなければならない。

3 名誉会員は、会費を納める義務を負わない。

4 賛助会員は、総会において別に定める規定により、年会費を納めなければならない。

5 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(休会)

第11条 この法人の活動に参加できない会員は、総会において別に定める規定により、休会することができる。

2 前項の規定により休会する会員は、休会中であっても会費は納めなければならない。ただし、金額については、総会において別に定める規定により一部を減免することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 破産法の規定による破産手続又は民事再生法の規定による再生手続き若しくは会社法の規定による特別清算の開始の申立があったとき。

(6) 総正会員の同意があったとき。

(7) 解散したとき。

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、当該年度の会費を納入り、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第14条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1)この法人の名誉を汚し、又は信用を失わしめるような行為があつたとき。
- (2)この定款その他の規程に違反したとき。
- (3)総会の決議に違反する行為があつたとき。
- (4)会費納入義務を著しく履行しないとき。
- (5)総会又は例会への出席義務を著しく怠つたとき。
- (6)前各号に掲げるもののほか、会員として適当でないと認められたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、当該総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

(権利の喪失)

第15条 退会した者又は除名された者は、会員として一切の権利を失い、既に納入した会費の返還、その他この法人に対してなんらの請求をすることができない。

第3章 総会

(総会の種類)

第16条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(総会の構成)

第17条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第18条 総会は、次の事項について決議する。

- (1)定款の変更
- (2)事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3)事業報告及び会計報告の承認
- (4)理事及び監事の選任及び解任
- (5)次に掲げる規定の制定、変更及び廃止
 - ①役員選任の方法に関する規定
 - ②会費及び入会金に関する規定
 - ③その他この法人の運営に必要な規定
- (6)会員の除名
- (7)この法人の解散及び清算人の選任並びに残余財産の処分方法
- (8)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け

- (9)合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10)理事会において総会に付議した事項
- (11)前各号に定めるものほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の開催)

第19条 定時総会は、毎年1月に開催する。

2臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事会において、開催の決議がなされたとき。
- (3)総議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあつたとき。

(総会の招集)

第20条 総会は理事長が招集する。

2理事長は、前条第2項第2号及び第3号に規定する場合にあっては、その決議又は請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3総会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権行使することができるときは、2週間前までに通知しなければならない。

4理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、この正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選任する。

(総会の定足数及び議決)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2総会は、総正会員の3分の2以上の出席により成立する。

3総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使等)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議決事項の通知)

第24条 理事長は、総会の終了後、遅滞なくその議決事項を正会員に書面又は電磁的記録で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならぬ。

2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席した正会員のうちから当該総会において選出された議事録署名人2名以上が、議長とともにこれに署名又は記名押印するものとする。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面又は委任により議決権を行使した者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

第4章 役員等

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 副理事長 1名以上3名以内

(3) 専務理事 1名

(4) 理事 11名以上17名以内2

(5) 監事 名

(役員の資格及び選任)

第27条 役員は、この法人の正会員でなければならない。ただし、監事については、この限りではない。

2 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事候補者及び監事候補者の選定にあたっては、総会において別に定める規定による。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、三親等内の親族、特定企業の関係者又は所管する官庁の出身者(現職を含む。)が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。
- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどる。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
- 5 副理事長及び専務理事を、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、それ以外の者を業務執行理事に加える場合には、理事会の承認を受けなければならない。
- 6 理事長及び前項の業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、次に掲げる職務を行わなければならない。
- (1)理事の業務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2)理事及び使用人に対して業務の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3)理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
- (4)理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときには、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5)前号の報告をするため、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知を発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6)理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- 2 監事は、次に掲げる職務を行うことができる。
- (1)総会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
- (2)理事がこの法人目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又は当該行為をするおそれのある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(役員の任期及び報酬)

- 第30条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された年の翌年の1月1日に就任し、選任された年の翌々年の12月31日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第26条で定めた員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。

5 役員は無報酬とする。

(役員の辞任及び解任)

第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもってその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の著しい義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(直前理事長)

第32条 この法人に直前理事長を置く。

2 直前理事長は、前年度の理事長をもってあてる。

3 直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。4 直前理事長の任期は、第30条第1項の規定を準用する。

(顧問)

第33条 この法人は理事長が必要と認めた場合、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(責任の免除等)

第34条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1)理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(2)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(3)規則の制定、変更及び廃止

(4)理事の職務の執行の監督

(5)前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1)重要な財産の処分及び譲り受け

(2)多額の借財

(3)重要な使用人の選任及び解任

(4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(6)第34条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限度契約 3 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

(1)総会に提出する議案

(2)総会から委任された事項

(3)その他業務執行に必要な事項

(理事会の種類及び開催)

第37条 この法人の理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は毎月1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3)前号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から 2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4)第29条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第40条 理事会は、理事の3分の2以上の出席により成立し、その決議は、出席理事の過半数をもって決する。

2 議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長が指名する議事録作成者が作成し、出席した理事長及び監事は、署名又は記名押印しなければならない。

3 理事長が理事会を欠席した場合においては、前項の規定中「理事長」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

4 理事会の日(前条の規定により理事会の決議があつたものとみなされた日を含む。)から10年間、第1項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第43条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査、審議及び実施するため、原則として毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営は、事業計画に基づき理事会でこれを定める。3

例会は、主として正会員をもって構成する。

(委員会の設置)

第44条 この法人は、その目的達成に必要な事業を調査、審議及び実施するため、委員会を置く。

(委員会の構成等)

第45条 委員会は、委員長1名、副委員長1名以上3名以内及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、正会員のうちから理事会の承認を得て理事長がこれを任命する。

第7章 会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(資産構成)

第47条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)会費

(2)入会金

(3)寄附金品

(4)事業に伴う収入

(5)資産から生ずる収入

(6)その他の収入

(資産の管理)

第48条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 資産の管理方法は、理事会の決議を得て理事長がこれを定める。

(会計原則及び区分)

第49条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣習に従うものとする。

2 この法人の会計は、事業年度ごとに実施事業等と収益事業等とに区分して経理しなければならない。

(経費の支弁)

第50条 この法人の経理は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び收支予算)

第51条 この法人の事業計画書及び收支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、当該事業年度の翌年の定時総会開催日の7日前までに監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)公益目的支出計画実施報告書

(4)貸借対照表

(5)損益計算書

(6)貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2この法人は、前項の承認後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

3決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第53条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得た上で、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならぬ。重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとする場合も同様とする。

第8章 管理

(事務局)

第54条 この法人は、その事務を処理するために事務局を置く。

2事務局に関する規定は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(帳簿及び書類)

第55条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

(1)定款その他諸規則

(2)会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)役員名簿

(4)定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(5)事業報告、貸借対照表、損益計算書及び財産目録

(6)許可、認可等及び登記に関する書類

(7)事業計画書及び收支予算書

(8)監査報告書

(9)その他法令で定める帳簿及び書類

2前項第1号から第5号までの書類は、一般の閲覧に供するものと

する。

3 会員は、第1項各号の帳簿及び書類をいつでも閲覧することができ
る。

4 理事長は、会員が前項の規定により閲覧を求めたときは、正当な理
由がない限り、これを拒むことができない。

5 第1項各号の帳簿及び書類は、法令又はこの定款に定めがあるもの
除き、事務局に5年間備え置くものとする。

第9章 情報の開示及び個人情報の保護

(情報の開示)

第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状
況、運営内容、財務資料等を積極的に開示するものとする。

(個人情報の保護)

第57条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するも
のとする。

(公告)

第58条 この法人の公告は、官報に記載する方法により行う。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上
の議決をもって変更することができる。

(合併等)

第60条 この法人は、総会において、総正会員の議決権の3分の2 以上
の議決をもって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事
業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第61条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並
びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、
総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって解散する能够
である。

(残余財産の処分)

第62条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会
において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決をもって、この法人
類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団 法人及び公
益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号のイ からトまでに掲げ
る法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

(清算人)

第63条 この法人の清算に際しては、理事が清算人となる。

(解散後の会費の徴収)

第64条 この法人は、解散後においても清算結了の日までは、総会の決議を
経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会
員から徴収することができる。

第11章 雜則

(施行規則等)

第65条 理事長は、この法人の事業の運営を円滑にするために、総会の決議を経て諸規定を別に定めるほか、理事会の決議を経て施行に関する規則を定める。

附則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)第121条により準用される第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条により準用される第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である理事長は中野康孝、業務執行理事である副理事長は上田元、及び芳村暢昭、並びに専務理事は水野雅尚とする。

附則(2022年12月12日変更)

- 1 本定款の変更は、令和5年1月1日から施行する。

一般社団法人小牧青年会議所運営規定

(目 的)

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織・運営等に関する事項を定める。

(役員の任務)

第2条 本会議所の役員は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する。

1 理事長

- (1) 本会議所を代表して対外的な発言をし、すべての事業の総括責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会および理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使および意見の発表を行う。

2 副理事長

- (1) 理事長との連絡を密にして常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
- (2) 会務ならびに総務を分担し各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり各委員会の連絡調整を図る。

3 専務理事

- (1) 総務財政に関する事務管理を行い、本会議所の運営を円滑にならしめる。
- (2) 対外的庶務に関する事項の処理を行う。

4 理 事

- (1) 本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し、且つ、その成果を確認して、議事録又は報告書を一週間以内に担当副理事長をへて、理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義を生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

(例 会)

第3条 例会は、毎月第2火曜日に開催する。

- 2 前項の例会日は、理事会の決議により変更することができる。

(定期理事会)

第4条 定例理事会は、第1火曜日に開催する。

(室、室長)

第5条 定款の目的達成に必要な事項を調査、審議及び実施するために室を置くことができる。

- 2 室長は、理事のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

3 室長は、各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり各委員会の連絡調整を図る。

(委員会)

第6条 定款第44条の規定に基づき、総務委員会、広報委員会、会員開発委員会、会員交流委員会、国際関係委員会、指導力開発委員会、社会開発委員会、青少年開発委員会、経営開発委員会、涉外委員会等を理事会の承認をへて設置することができる。

2 理事長が必要と認めた場合、理事会の議決により特別な委員会を設置することができる。

3 委員会は、副委員長の他に幹事を置くことができる。

(委員会分掌)

第7条 各委員会の職務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- イ 事務局および財務管理
- ロ 総会、理事会および例会開催に関すること
- ハ 会費の徴収に関すること
- ニ 会員名簿の完備に関すること
- ホ 褒賞、表彰および慶弔に関すること
- ヘ 事業計画書・事業報告書・収支予算および収支決算書等の総会議案書作成に関すること
- ト 定款及び諸規定に関すること
- チ 物品備品の保管および管理に関すること
- リ 各委員会の連絡調整事務および他委員会に属しない事項

(2) 広報委員会

- イ 会報の発行に関すること
- ロ 日本青年会議所および各地青年会議所との情報交換に関すること
- ハ 青年会議所活動の対外的PRおよび報道関係への連絡に関すること
- ニ その他広報活動に関すること

会員開発委員会

- イ 会員の入退会に関すること
- ロ 出席率の掌揮および向上に関すること
- ハ 新入会員の指導に関すること
- ニ 会員名簿の作成に関すること

(3) 会員交流委員会

- イ 会員相互の親睦と友情に関すること
- ロ 各地青年会議所との交流および交歓に関すること
- ハ 家族会の開催および会員家族間の親睦をはかること

- 二 各種会合への参加奨励に関する事。
- (5) 国際関係委員会
- イ 日本JC国際関係委員会の各カテゴリーの実施と促進
 - ロ 各国LOM間との国際親善および連絡提携
 - ハ JCI各国際会議への参加奨励とその準備
- 二 各メンバーに対する国際的視野の涵養に寄与する事項の実施とその促進
- ホ その他国際関係に関する事項の処理
- (6) 指導力開発委員会
- イ 自己啓発および会員訓練に関する事。
 - ロ 産業および経済事情の研究に関する事。
 - ハ 指導力開発の手法に関する研究
- (7) 社会開発委員会
- イ 地域社会に関する事。
 - ロ 社会福祉に関する事。
 - ハ 交通および公害問題に関する事。
- ニ 国家および社会問題に関する事。
- (8) 青少年開発委員会
- イ 青少年の不良化を防止し健全育成の推進を計る
 - ① 家庭教育の問題(幼児対策)
 - ② 学校教育の問題(小中高生徒対策)
 - ③ 社会教育の問題(勤労青少年対策)
 - ロ 青少年問題のメンバーの意識の高揚を計る
 - ハ 青少年問題に關係ある諸団体との連絡調整を計る
- ニ その他青少年問題に関する事項
- (9) 経営開発委員会
- イ 経済問題に関する研究及び調査
 - ロ 地域経済の活動促進
 - ハ 他の経済団体との連携ならびに共同事業
- (10) 渉外委員会
- イ 出向者に関する事。
 - ロ 関係諸団体との連絡等に関する事。
 - ハ その他渉外に関する事。
- 2 各委員会の職務分掌は理事会の承認をへて変更することができる。
- 3 第1項以外の委員会の職務分掌は理事長が理事会の承認を得て決定することができる。
- (表 彰)
- 第8条 本会議所における表彰は、青年会議所運動に顕著な業績のあった個人団体および委員会とする。

(委 任)

第9条 総会に出席できない正会員は、他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合、その正会員は出席したものとみなす。

2 本規定に定めるものの他、本会議所運営に関する必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 この規定は昭和47年4月29日から施行する。
- 2 この規定は、(一部改正)昭和48年1月28日より実施する。
- 3 この規定は、(一部改正)昭和49年8月24日より実施する。
- 4 この規定は、(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 5 この規定は、(一部改正)昭和55年1月20日より実施する。
- 6 この規定は、(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 7 この規定は、(一部改正)昭和59年12月9日より実施する。
- 8 この規定は、(一部改正)平成5年12月1日より実施する。
- 9 この規定は、(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 10 この規定は、(一部改正)平成25年1月4日より実施する。

一般社団法人小牧青年会議所会員資格規定

(目 的)

第1条 本規定は、本会議所会員の資格および入会希望者の取扱いに関する事項を定める。

(入 会)

第2条 本会議所に入会を希望する者は、正会員2名以上の推せんを受け所定の入会申込書(様式1)を提出しなければならない。

(推せん資格)

第3条 前条の推せん者の資格は、次のとおりとする。

(1) 入会後満1ヶ年以上経過している者。

(2) 被推せん者に対して、1ヶ年間の義務履行の連帯保証をできる者

(審 査)

第4条 理事長は、入会資格を会員開発委員会に委託する。

2 会員開発委員会は、推せん者に面接するとともに入会資格の適否を審査しその結果を理事会に答申する。

3 理事会は、答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

(入 会 金 等)

第5条 正会員として入会を承認された者は、入会金及び会費の納入をもって正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に入会金等の納入をしない場合はこの限りでない。

2 特別会員、名誉会員、賛助会員として承認された者は、理事会の承認をもって、それぞれ特別会員、名誉会員、賛助会員となる。

3 定款10条に定める入会金並びに年会費とは次のとおりとする。

正会員 入会金 金 30,000円

年会費 金 150,000円

特別会員 終身会費 金 15,000円

名誉会員 0円

賛助会員 年会費 金 15,000円

4 本会議所の運営に必要ある場合は総会の承認をへて、特別会費を徴収することができる。

5 正会員の年会費は、入会が承認された年度に限り、4月1日から6月30日までに入会が承認された場合は第3項記載の金額の4分の3の額、7月以降に入会が承認された場合は第3項記載の金額の2分の1の額とする。

(会費の納入)

第6条 定款第10条に定める年会費は、毎年1月末日までに納入するものとする。ただし、会費を1月末日と4月末日までの2期に分納することができる。

(会員失格)

第7条 定款第14条の(1)(4)に定める行為があったときは、担当

委員会が実情を調査して理事会に報告する。

- 2 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対して、財務を担当する理事は、勧告を行い理事会に報告しなければならない。
- 3 総会及び例会に対して、欠席(委任状出席を含む)が連続して3回に及んだ会員の所属委員長と推薦者は、当該会員に対し勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意志表示および行為のない場合は、理事会に報告する。
- 4 前項により報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により理事会勧告を行う。
- 5 理事会勧告を受けた当該会員は、次回理事会に出席し、報告しなければならない。
- 6 5項を履行しない場合は、その処分方法等を理事会において決議する。

(休会)

- 第8条 病気または海外出張等により、長期間に亘る欠席を余儀なくされるときは、休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中であっても、会費は全額納入しなければならない。
- 2 前項の規定により休会を申請する会員は、遅くとも休会を希望する月の前月の定例理事会までに休会届を提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 3 第1項、第2項の規定により、事業年度の途中で休会した会員に対しては、既に納入した会費は返還しない。
 - 4 第1項但書及び第3項の規定にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれにも該当する場合には、理事会の決議により、年会費の1/2の割合を上限として、会費の減免をすることができる。
 - (1)休会の理由が次のア、イのいずれかに該当すること
ア 疾病、障害により6ヶ月以上に亘る療養が必要であること
イ 女性会員が妊娠、出産を理由として休会が必要であること
 - (2)休会期間が、休会を申請した翌年の1月1日から1月31日までの1年間であること
 - (3)休会届が、遅くとも休会を希望する事業年度の前年度の12月定例理事会までに提出され、理事会で承認されること

(特別会員)

- 第9条 定款第6条第2号の有資格者で特別会員を希望するものは、所定の入会申込書を提出し特別会員となることができる。
- 2 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権を有しない。

(名譽会員)

- 第10条 正会員以外で、本会議所の発展に功績のあったものを、理事会

の推薦により名誉会員となる。

- 2 名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権を有しない。

(賛助会員)

第11条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを希望する個人、法人及び団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。

- 2 賛助会員となることを希望する個人、法人及び団体は、所定の申込書を理事会に提出する。
- 3 賛助会員は、本会議所から退会しようとするときは、所定の退会届を理事会に提出する。
- 4 賛助会員は、本会議所の開催する総会、理事会、例会にオブザーブできる。ただし、一切の表決権及び選挙権を有しない。

(委任)

第12条 本規定に定めるものの他、本会議所会員資格に関する必要な事項は、理事会において決定する。

附 則

- 1 第3条の1項はそれぞれ適用年数に至るまで規制しない。
- 2 この規定は、昭和47年4月29日から実施する。
- 3 この規定は(一部改正)昭和52年8月21日から実施する。
- 4 この規定は(一部改正)昭和54年8月26日から実施する。
- 5 この規定は(一部改正)昭和55年1月20日から実施する。
- 6 この規定は(一部改正)昭和57年8月23日から実施する。
- 7 この規定は(一部改正)昭和63年12月6日から実施する。
- 8 この規程は(一部改正)平成12年12月6日から実施する。
- 9 この規程は(一部改正)平成14年12月10日から実施する。
- 10 この規程は(一部改正)平成17年12月15日から実施する。
- 11 この規程は(一部改正)平成19年12月11日から実施する。
- 12 この規程は(一部改正)平成25年1月4日から実施する。
- 13 この規程は(一部改正)令和5年1月1日から実施する。
- 14この規程は(一部改正)令和8年1月1日から実施する。

一般社団法人小牧青年会議所役員選任の方法に関する規定

第1章 総則

第1条 本会議所定款27条に定める役員選任の方法は本規定の定めるところによる。

第2章 選考委員会

第2条 選考委員の選出は毎年6月中の例会に於いて選出された5名と本年度理事長及び本年度理事長指名3名をもって構成し、役員を選出し総会の承認を得る迄責に任ずる。即ち

- (1)当該年度理事長1名
- (2)理事長指名者3名
- (3)選挙による選出者5名

第3条 選挙の行われる当該年度の6月1日現在の正会員は、選考委員の選挙権を有する。但し、当該年度の5月31日までに会費の納入を遅滞している者を除く。

第4条 第2条(3)に基づく選挙により選出される選考委員は第2条(2)による3名の選考委員以外の当該年度の1月1日現在の正会員の中から選出される。

第5条 委員の選出は6月例会出席会員の3名連記による無記名投票による上位5名を選出する。
但し、同得票の場合は年長の順に選ぶものとする。

第6条 選考委員会の委員長は本年度理事長がこれにあたる。

第7条 選考委員会は7名以上の出席をもって成立しその議決に関しては、出席委員数の過半数の同意を要し可否同数のとき委員長がこれを決する。

第8条 第2条(2)に基づく理事長指名による選考委員は次の各項に準拠し、理事会の示認を経て理事長が指名する。

(2)現在正会員で本会議所に3ヶ年以上連續して在籍し過去3ヶ年間の総会理事会及び例会の出席率が平均60%以上でかつ前年の出席率も60%以上たる事を要する。

(3)本会議所の役員を、満1ヶ年以上経過したもの。

第3章 理事長、理事、監事の選出及び指名

第9条 次年度理事長、理事5名及び監事2名は選考委員会によって、選出し、その他の理事は、次年度の理事長が選考委員会の承認を経て指名する。

第4章 副理事長の指名

第10条 次年度理事長は、次年度理事の中から副理事長を指名する。

第5章 総会の承認

第11条 理事長は次年度の役員の決定を理事会に報告し、定款第27条の規定により、総会の承認を得なければならない。

第6章 選挙管理委員会

第12条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから理事長が、理事会の承認を得て、毎年5月30日までに、指名して選任する。委員に欠員が生じた場合には、前項に準じ理事長が指名して補充する。

第13条 選挙管理委員の任期は、3ヶ月とする。但し、理事会の決議により、任期を延長することが出来る。

第14条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関し責に任ずる。

第15条 選挙管理委員会は、4名以上の委員の出席をもって成立し、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長がこれを決する。

第7章 役員の補充選出

第16条 本規定によって、選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたとき、当該年度理事長が理事会の議を経て、正会員の中より指名し補充する。

附 則

- 1 第7条の各項はそれぞれ適用年数に至るまで規制しない。
- 2 本規定は、昭和47年4月29日により実施する。
- 3 本規定は(一部改正)昭和52年8月21日により実施する。
- 4 本規定は(一部改正)昭和57年8月23日により実施する。
- 5 本規定は(一部改正)平成12年12月6日により実施する。
- 6 本規定は(一部改正)平成25年1月4日により実施する。

一般社団法人小牧青年会議所庶務規定

第1章 目的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、事務局、会計経理、慶弔旅費等に関する事項を規定する。

第2章 事務局

第2条 事務局には、事務局長を置き、事務局長は、事務局の統轄、管理にあたる。

2 事務局長は正会員のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

第3条 総会及び理事会の議事録は、事務局長が之を作成し、事務局に備えつけるものとする。

第4条 事務局は、事業年度毎に、次の分類に従い、文書等を整理、保存しなければならない。

① 本会議所の定款並びに諸規定

永久保存

② 総会及び理事会の議事録

永久保存

③ 本会議所内部の文書綴

5年間保存

④ 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴¹

年間保存

⑤ 本会議所会綴

1年間保存

⑥ 事務局日誌

3年間保存

⑦ 受発信簿¹

年間保存

⑧ 前項に属さない文書

1年間保存

第5条 事務局長は、備品台帳を整備し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会計経理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は、次の通りとする。

(1) 帳簿(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿)

(2) 決算書類及び諸表(貸借対照表、収支決算書、正味財産増減計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等)

(3) 伝票(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第7条 金銭の出納は会計理事が責任管理し、次の証拠をそろえて、起票し、期日順に、整備するものとする。

	(1) 収入については、発行した領収書控 (2) 支出については、受領した領収書 (3) 領収書徵收不能のものについては、受領不能理由を記載した支払い証明書
第8条	出納は、つとめて銀行の普通及び当座預金口座によつて処理し、口座名儀は理事長とし、理事長印を使用する。
第9条	予算の執行は、担当委員長の権限とする。執行にあたっては、計画を綿密にたて、冗費をはぶき、効果的に運用する事に努め、単位事業が完了したときは速やかに計算書証拠及び関係書類を揃え、捺印の上、理事長に提出しなければならない。
第10条	会計担当の理事は、決算にあたって、前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は、原則として、各々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し、銀行預金残高証明書等証拠書類を整えなければならない。
第11条	余計諸帳簿は次の区分に従い、保存するものとする。 (1) 決算書類 永久保存 (2) その他の会計書類 5年間保存
	第 4 章 慶　　弔
第12条	会員の慶弔に関しては、次の基準により、慶弔慰金若しくは、記念品を贈る。 (1)正会員の結婚 5, 000円 (2)正会員の死亡 50, 000円および生花一対 (3)正会員の長期に亘る傷病 3, 000円 (4)正会員の配偶者の出産(第1子のみ) 3, 000円 (5)正会員の子及び両親の死亡 5, 000円及び生花一基 (6)特別会員の死亡 10, 000円 (7)直近10年内卒業の特別会員の子及び両親の死亡 5, 000円及び生花一基 (8)歴代理事長の子及び両親の死亡 5, 000円及び生花一基 (9)以上の他必要と認めたとき正副理事長の協議によりこれを決定し、理事会に報告する。

第5章 旅 費

- 第13条 理事長の銘じた事務局員の公務出張に対しては、次
のとおり旅費を支給する。
- (1) 目的地までの往復普通料金相当額(用務の都合によ
り、普通急行料金を加算する)
 - (2) 宿泊料は、実費相当額
 - (3) 日当は一日 3,000 円
- 第14条 理事長の命じた会員の会務出張に対しては、理事
会の議を経て、前条に準じた旅費を支給する事が出
来る。
- 第15条 本規定に定めるものの他、本会議所庶務に関する必要
な事項は、理事会において決定する。

第6章 基 金

(基金の目的及び積立)

- 第16条 本会議所は、恒久的運営をはかるために、財政的基礎を
確立することを目的として、入会金を積み立てJC基
金とする。
- 1 本会議所は、福祉事業、及びまちづくり事業、又は災害発生
時に使用することを目的としてJOYBOXの積み立てを
JOYBOX基金とする。
 - 2 寄附金及びその他の臨時の収入は基金として積み立
てることが出来る。

(基金の用途)

- 第17条 基金は、原則として資産となるものに使用し、経常費に
は使用しない。

(基金の運用)

- 第18条 基金の運用は、理事会で決議し、総会に報告する。
- 2 基金から生じた利益は、経常費として使用することを妨げ
ない。

附 则

- 1 この規定は、昭和47年4月29日から実施する。
- 2 この規定は(一部改正)昭和52年1月24日より実施する。
- 3 この規定は(一部改正)昭和52年8月21日より実施する。
- 4 この規定は(一部改正)昭和57年8月23日より実施する。
- 5 この規定は(一部改正)平成5年12月1日より実施する。
- 6 この規定は(一部改正)平成12年12月6日より実施する。
- 7 この規定は(一部改正)平成17年12月15日より実施する。
- 8 この規定は(一部改正)平成25年1月4日より実施する。
- 9 この規程は(一部改正)令和5年1月1日から実施する。

一般社団法人小牧青年会議所事務局職員規定

第 1 章 総 则

- 第1条 この規定は一般社団法人小牧青年会議所(以下「会議所」という)事務局職員(以下「職員」という)の職務について定めたものである。
- 第2条 この規定において職員とは第2章で定める手続きにより採用された者をいう。

第 2 章 採 用

- 第3条 職員として就職を希望する者は、履歴書、その他理事長が必要と認める書類を提出し理事会の承認を受けなければならない。
- 第4条 新たに採用された者は、遅滞なく身元保証書、その他理事長の指定する書類を提出しなければならない。
- 第5条 職員の雇用契約期間は、1年以内で採用の都度、定める。

第 3 章 勤 務

- 第6条 勤務時間は、別に定める他午前10時から午後3時までとする。(月～金)
- 第7条 休憩時間は1時間とし、午後0時から午後1時までとする。
- 第8条 (1) 休日は土・日曜日、国民の祝日並びに1月1日～4日及び12月29日～31日までとする。
(2) 業務の都合上やむを得ない場合は、前項の休日を他の日と振り替える事がある。但し、日曜に対する代休日はその週のうちに与える。
(3) 上記の他に会議所の指定する休日及び早退を与えることがある。
- 第9条 業務の都合によりやむを得ない場合には第6条の就業時間の他に早出または残業を命ずることがある。

第 4 章 服 務 規 程

- 第10条 職員は、特に下記事項を厳守し、誠実に勤務しなければならない。
- (1) 本規定及び本会議所の定める諸規程を守り事務局長の指示に従って、職場の秩序を保持すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を厳守すること。
- (3) 会見その他に対し、親切丁寧を旨とし、誠意を持って対応すること。
- (4) 理事長の許可なくして、他の業務を兼ねまたは商業その他の業務を営まないこと。
- (5) 本会議所または職員として信用を傷つける等職員たるにふさわしくない行為をしないこと。

- 第11条 遅刻または早退、もしくは私用外出のために就業時間中勤務を離れるときは、事務局長の許可を得なければならない。
- 第12条 (1)病気その他やむを得ない事由によって欠勤するときは、その理由と日数を事前に、もしその余裕のない場合は事後遅滞なく届出しなければならない。
(2)病気欠勤7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を提出しなければならない。
- 第13条 第3条または第4条により提出した書類の記載事項に変更を生じたとき、その他身上に異動があったときは、その都度すみやかに届出なければならない。

第 5 章 賃 金

- 第14条 職員の賃金については別に定める。

第 6 章 退職及び解雇

- 第15条 職員が次の各号に該当するときは退職するものとする。
(1)自己の都合により退職を申し出て、理事会が認めたとき。
(2)雇用期間が満了したとき。
(3)死亡したとき。
- 第16条 退職を希望する者は、事由を具した退職願を退職予定期の30日前までに提出しなければならない。
- 第17条 職員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の承認をもって解雇する。
(1)虚弱・疾病その他精神または身体に支障があつて、職務に堪えられないと認めたとき。
(2)業務能力、または業務成績が著しく不良のとき。
(3)業務上の指示、命令に従わないと。
(4)雇用契約に違反したとき。
(5)その他前各項に準ずる理由があり、職員として不適格と認めるとき。
(6)懲戒事由に該当するとき。

第 7 章 懲 戒

- 第18条 (1)職員が次の各号の一つに該当する場合においては、理事会はその情状に応じ譴責、減給または懲戒解雇の処分をする。
1 本規定及び雇用契約に定める職員として義務に違反したとき。
2 刑事上の訴訟を受け、有罪の判決が確定したとき。

(2) 謹責は、始末書をとり将来を戒める。

(3) 減給は、労働基準法の範囲で行う。

第8章 委任

第19条 本規定に定めることの他、事務局職員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。

付則

1 この規定は、平成8年11月1日からこれを実施する。

2 この規定は、平成25年1月4日からこれを実施する。

一般社団法人小牧青年会議所名称使用等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人小牧青年会議所（以下「本会議所」という）が、他の団体等との関係において本会議所の名称を使用するときの名称の表示及び形式等の適正化を図ることを目的とする。

(名称の表示)

第2条 本会議所が、他の団体等との関係において表示する本会議所の名称は、一般社団法人小牧青年会議所（英文名 KOMAMI JUNIOR CHAMBER INCORPORATED）とする。

2 会議、室及び委員会は、他の団体等との関係において本会議所の名称にそれらの名称を付して表示してはならない。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りでない。

(名称の使用)

第3条 本会議所が、他の団体等との関係において本会議所の名称を使用するときは、本会議所の当該責任者は、形式及び内容等を記載した書面を理事長へ提出してその許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の使用を許可しようとするときは、事前に理事会の承認を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1)財政的支出を伴わないもの
- (2)従前と実質的に同一の内容で継続するもの
- (3)理事長は、前項但書により第1項の使用を許可したときは、その旨を速やかに理事会へ報告するものとする。

(名称の形式)

第4条 本会議所が他の団体等との関係において表示する形式は、次のとおりとする。

- (1)共催・他の団体等が主催者となり、かつ本会議所も主催者となることをいう。
- (2)後援・他の団体等が主催者となり、資金などを伴わなく支援することをいう。
- (3)協賛・他の団体等が主催者となり、資金などを伴い支援することをいう。

(4)協力‥他の団体等が主催者となり、資金などを 伴
わずに間接的に支援することをいう。

(本規定の準用)

- 第5条 本会議所が他の団体等との関係において次のいずれかに該当するときは、本規定を準用する。ただし、発起人となるときは第3条第2項但書を準用しない。
- (1)発起人‥本会議所が他の団体等の設立又は設置等の趣旨に賛同し、これに参画することをいう。
 - (2)加盟‥本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに参加又は加入することをいう。
 - (3)出向‥本会議所が他の団体等の趣旨に賛同し、これに本会議所の役員等を派遣することをいう。

(委任)

- 第6条 本規定に定めるものの他、本会議所名称使用に必要な事項は理事会において決定する。

附 則

- 1 この規定は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成25年1月4日から施行する。

一般社団法人小牧青年会議所 ウェブメディア・広報運営規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人小牧青年会議所(以下「本会」という)の広報活動及びウェブメディアの運営に関する基本方針を定め、適正かつ効果的な情報発信を行うことを目的とする。

第2条(責任体制)

- 1.本会の広報活動全般に関する最終責任者は理事長とする。
- 2.本会のウェブメディアの管理責任者は専務理事とする。
- 3.広報に関する承認権限は専務理事に属する。
- 4.専務理事は、必要に応じて前項の承認権限を副理事長、委員長に委任することができる。

第3条(広報媒体)

本会が使用する広報媒体は以下の通りとする。

- 1.本会公式ホームページ
- 2.本会公式SNS(Facebook、Instagram、X(旧Twitter)等)
- 3.プレスリリース、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等の外部メディア
- 4.会報誌、チラシ、パンフレット等の印刷物

第4条(情報発信の原則)

- 1.発信内容は、本会の目的・基本方針に基づき、公正・正確であること。
- 2.政治的・宗教的・営利的な活動に関する情報発信は行わない。
- 3.個人の名誉・プライバシーを侵害する情報を発信してはならない。
- 4.発信にあたり、必ず専務理事または専務理事が指定する者の承認を得る。

第5条(記事・投稿の作成手順)

- 1.担当委員会または事務局が広報原稿(記事・画像・動画等)を作成する。
- 2.専務理事または指定者が内容を確認し、承認する。
- 3.ホームページ、SNS等への掲載を実施する。
- 4.掲載後に不適切な表現が判明した場合、速やかに削除・修正を行う。

第6条(管理・運営)

- 1.ホームページ及びSNSのアカウント管理は専務理事の責任のもと、事務局が実務を担う。
- 2.パスワード・アカウント情報は定期的に確認・変更を行い、漏洩を防止する。
- 3.掲載データのバックアップを定期的に実施する。

第7条(肖像権・著作権)

- 1.写真や動画の掲載にあたっては、本人の同意を得ることを原則とする。
- 2.未成年者の写真・映像の掲載については、保護者の同意を必要とする。
- 3.著作権・商標権等の知的財産権を侵害してはならない。

第8条(危機対応)

- 1.不適切な投稿、誤情報、炎上等が発生した場合は、速やかに削除・訂正を行う。
- 2.当該事案については、専務理事の判断のもと理事長へ報告し、必要に応じて理事会に報告する。

第9条(改廃)

本規則の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附 則

- 1 本規定は、令和8年1月1日より施行する。

広域災害における一般社団法人小牧青年会議所の対応

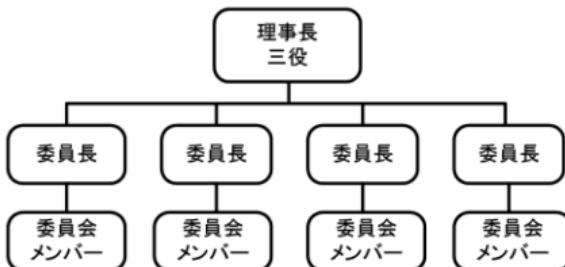
小牧市を含む周辺地域が被災した場合

- 1 連絡網を活用し会員の安否を確認。
(メール・避難場所・携帯電話を活用)
- 2 災害対策本部の設置
(構成:理事会構成メンバー)
- 3 一般社団法人小牧青年会議所、小牧の被災状況を
(公社)日本青年会議所へ報告
(担当:災害対策本部構成メンバー)

他の地域が広域災害に被災した場合

- 1 災害発生翌日に(公)日本青年会議所へ状況の確認をとる。
(担当:専務理事)
- 2 救助活動本部を設置し、救助活動についての協議をする。
(構成:理事長、三役)
- 3 救助活動本部より理事会構成メンバーを通じ全会員に救助活動の周知徹底を行う。
- 4 理事会・例会内で活動報告を行う。
(担当:救助活動本部構成メンバー)

一般社団法人小牧青年会議所 安否確認モデル
※2003年度組織図をもとに作成



役員・各委員長

A群連絡網 メール・携帯電話（発信者の規定なし）

委員会

B群連絡網 メール・携帯電話（発信者の規定なし）

- ※ 副理事長・専務理事・各委員長は両連絡網に登録し、相互連絡の調整にあたる。
- ※ 避難所による安否確認の併用。（A・B群連絡網へ情報を流す。）
愛知県小牧市消防本部ホームページ内、避難場所情報を参照

災害に強い街づくりを目指して！！

愛知県小牧市消防本部

<http://www.city.komaki.aichi.jp/contents/10013000.html>

防災情報

<http://www.city.komaki.aichi.jp/contents/10031480.html>

- ・ 地震のメカニズム
- ・ 家庭での地震対策
- ・ 地域の地震対策
- ・ 風水害対策情報
- ・ 火災に対する備え
- ・ 避難所情報
- ・ 小牧市の防災情報

一般社団法人 小牧青年会議所 事務局
〒485-0041
小牧市小牧五丁目253番地
小牧商工会議所会館 5階
TEL 0568-72-0496
FAX 0568-72-1950
事務受付 10:00~15:00

尾張東6 JC事務局

一般社団法人 瀬戸青年会議所
瀬戸市見附町38-2 瀬戸商工会議所内
TEL 0561-83-5077
FAX 0561-85-1022

公益社団法人 春日井青年会議所
春日井市鳥居松5-45 春日井商工会館内
TEL 0568-81-8480
FAX 0568-84-2299

一般社団法人 尾張旭青年会議所
尾張旭市東大道町原田2570 尾張旭商工会館内
TEL 0561-54-7077
FAX 0561-53-5344

岩倉青年会議所
岩倉市中本町西出口31-1 岩倉商工会館内
TEL 0587-66-3400
FAX 0587-66-3417

一般社団法人 北名古屋青年会議所
北名古屋市片場大石13-1
TEL 05680-27-11882
FAX 568-7-1187